

公立保育園の地域子育て支援拠点事業の変更についてのお知らせ

日頃より、佐倉市の子育て支援事業にご理解をいただき、ありがとうございます。

佐倉市では、子育て家庭の支援を目的として、地域子育て支援拠点事業を実施しており、現在も、日々多くの子育て家庭の方にご利用いただいているところです。

その一方で、佐倉市では一時預かり事業のニーズが著しく増加している傾向にあります。令和4年度から一時預かり事業の新プランがスタートし、より多くの方にご利用いただける体制を整えてまいりましたが、より一層の拡充が必要となっているのが現状であります。このことから、令和5年8月1日から以下のような対応を取ることといたしました。

- 公立保育園の一部（佐倉・馬渡・北志津・臼井・根郷）におきまして、地域子育て支援拠点事業を休止し、地域子育て支援拠点事業の担当者を一時預かり事業へ移行いたします。
- 園庭開放や相談事業など、園独自のサービスとして継続するものもございます。
（各園によって内容は異なります。別紙の表をご確認ください。）
- 志津保育園、南志津保育園、夢咲くら館の子育て交流センター、レイクピアウスイの子育て支援センター、民間施設（11園）におきましては、これまでと同様に地域子育て支援拠点事業を実施いたします。

※詳細につきましては、各園にお問い合わせください。

これまで、多くの子育て家庭の方に公立保育園の地域子育て支援拠点事業をご利用いただき、誠にありがとうございました。今後も、様々な形で子育て支援に取り組んで参ります。